

千葉県の人権啓発事業を受託するに当たり依頼する講師・著者等の皆様へお伝えいただきたいこと

## 1 本事業の目的

人権を尊重し合う社会を実現するためには、人権に関する基本的な知識の習得のみならず、生命の尊さ・大切さや、自分がかげがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であること、他の人との共生・共感の大切さを真に実感できるように、県民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

そこで、上記理念を実現するために、本事業を実施するものです。

## 2 留意事項

県が行う人権啓発としてふさわしく、多くの人に関心と熱意を持って取り組める内容となるよう御協力をお願いいたします。また、下記事項に特に御留意くださるようお願いいたします。

ア 人権啓発としてふさわしい内容とし、公平性・中立性を損なう内容や政治・宗教活動と誤解されるような内容としないこと。

⇒様々な意見があることに鑑み、特定の個人や団体等に対する批判につながる内容はお避けください。

イ 制作物に関しては著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触しないようにすること。

⇒他者の論文・記事等を引用する場合には、出所を明示してください。

ウ 様々な人権課題における当事者等に不利益をもたらすような内容としないこと

⇒個人が特定されるような内容や特定の個別の事例を本人の許可なく使用しないでください。

(例)

- ・性的少数者についてアウティングを伴う内容となること
  - ・被差別部落について当該地域等が特定されるような内容となること
- 等